

宮崎市子どもの未来応援活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 宮崎市子どもの未来応援活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）は、全ての子どもが生まれ育った環境にかかわらず、自らの未来に希望を持ち、健やかに成長できるまちづくりを推進するため、子どもの貧困対策及び居場所づくりに取り組む団体の活動に要する経費の一部を助成し、当該団体の活動の充実を図ることを目的とする。

2 補助金の交付については、宮崎市補助金等交付規則（昭和50年宮崎市規則第19号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象団体)

第2条 補助金の対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、次の各号のいずれにも該当し、かつ次条に掲げる事業の実践を目的とする団体とする。

(1) 宮崎市に在住する者が主体となり、宮崎市内に活動拠点を有し、主たる活動の場が宮崎市内である団体

(2) 3名以上で構成されている団体

(3) 規約・会則等があり、自主的に継続した活動を行うことができる団体

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、対象としない。

(1) 営利活動を目的とする団体

(2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体

(3) 宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員の統制下にある団体

(4) 法人（団体）又は代表者に宮崎市税の滞納がある団体

(対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第2条に定める基本理念の下に、対象団体が複数年にわたり継続して主催するもの（予定を含む。）で、18歳未満の子ども及びその保護者等を主な対象者とし、次の各号のいずれかに該当する事業とする。ただし、金銭を直接給付又は貸与する事業は除くものとする。

(1) 子どもの衣食住など生活を支援する事業

(2) 子どもの学習や体験活動を支援する事業

(3) 子どもの居場所を提供する事業

(4) 子どもや保護者等の社会的孤立を防ぐ事業

(5) その他、経済的貧困及びつながりの貧困の解消に資する事業

(対象経費及び上限額等)

第4条 補助金の対象経費及び上限額等は、次の各号の区分に応じ別表1に定めるとおりとする。

- (1) 団体が円滑に事業を開始するための始業支援枠（スタートアップ枠）
- (2) 団体が事業の内容を改善または充実させるための拡充支援枠（ステップアップ枠）
- (3) 団体が継続して活動するための持続支援枠（サステナブル枠）
- (4) 国交付金対象枠

2 補助金の額は、前項の経費から当該事業に係る収入を除いた額、又は前項の上限額のいずれか低い額を限度とし、かつ当該年度の予算の範囲内とする。

(対象期間)

第5条 補助金の対象期間は、毎年度内における対象事業の実施期間（前条第1項第4号の区分の補助金については、事業開始日から2月末日まで）（以下「事業期間」という。）とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする対象団体の代表者（以下「代表者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号の書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 団体概要書（様式第4号）
- (4) 宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）に基づく誓約書兼同意書（様式第5号）
- (5) 納税確認同意書（様式第6号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類を審査し、補助金交付の適否について、補助金交付決定書（様式第7号）または補助金不採択通知書（様式第8号）により代表者に通知するものとする。

2 市長は、必要に応じ、代表者等に対して、当該申請に係る内容等について説明を求めることができる。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付にあたっては、次の条件を付すものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 10 万円以上の機械、器具及びその他財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化令」という。）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受ることなくこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (4) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (6) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が 0 円の場合を含む。）は、速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 15 日までに市長に報告しなければならない。

なお、補助金の交付を受けた団体が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額の全部または一部を市に納付させることがある。

- (7) 事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした帳簿を備え、当該歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助金の交付額の確定日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

ただし、第 3 号に定める財産については、前記の期間を経過後、当該財産の処分が完了する日、又は同号に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (8) 前各号に掲げるもののほか、規則及びこの要綱の定めに従うこと。

（事業計画の変更）

第 9 条 補助金の交付決定を受けた代表者は、第 7 条第 1 項の通知を受領した後において、当該事業計画を変更しようとする場合は、補助事業計画変更承認申請書（様式第 9 号）に次の各号の書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 変更事業計画書（様式第 2 号）

(2) 変更収支予算書（様式第 3 号）

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるものについて事業計画の変更を承認し、補助事業計画変更承認書（様式第 10 号）により代表者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第 10 条 市長は、第 7 条の規定により交付の決定をしたときは、当該交付決定額の全部を概算払いにより交付し、事業完了後に精算するものとする。

2 市長は、前条の規定により事業計画の変更を承認した場合において、交付決定額が増額となったときは、その差額を追加交付する。

（実績報告）

第 11 条 補助金の交付を受けた代表者は、補助事業実績報告書（様式第 11 号）に次の各号の書類を添えて、事業期間の終了日から 30 日以内（第 4 条第 1 項第 4 号の区分の補助金については、事業期間の終了日から 30 日以内又は当該年度の 3 月 15 日のいずれか早い日まで）に市長に提出するものとする。

(1) 事業実施報告書（様式第 12 号）

(2) 収支決算書（様式第 13 号）

(3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の確定）

第 12 条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合は、速やかに当該実績報告の内容を審査し、適正と認めたときは、補助金交付確定通知書（様式第 14 号）により交付確定額を代表者に通知するものとする。

（補助金の流用禁止及び返還）

第 13 条 補助金の交付を受けた団体は、補助金を申請した目的以外に使用することはできない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 申請した事業を行わなかったとき

(2) 実施事業が申請内容と著しく異なるとき

(3) その他市長が補助金の返還が必要と判断したとき

（委任）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和３年４月１日から施行する。
- 2 この要綱は、令和３年４月１日以降に実施する事業について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和３年７月１日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和４年４月１日から施行する。
- 2 この要綱は、令和４年４月１日以降に実施する事業について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和４年１２月２３日から施行する。
- 2 この要綱は、令和５年４月１日以降に実施する事業について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和５年１２月４日から施行する。
- 2 この要綱は、令和６年４月１日以降に実施する事業について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和６年９月９日から施行する。
- 2 この要綱は、令和６年４月１日以降に実施する事業について適用する。

別表１（第４条第１項）

区分	区分要件	補助金の対象 経費	補助金の上限額等
始業支援枠 （スタート アップ枠）	対象事業を新たに開始する団 体が、当該年度に初期投資を 必要とする場合	対 象 事 業 の 実 施 に 必 要 な 経 費	上限２０万円とし、 １団体につき１回 のみの交付とする。
拡充支援枠 （ステップ アップ枠）	対象事業の改善または充実を 図るための経費を必要とする 場合		上限１０万円とし、 当該年度に１回、１ 団体につき３回まで の交付とする。
持続支援枠 （サスティ ナブル枠）	対象事業を継続して実施する ための経費を必要とする場合		上限５万円とし、当 該年度に１回の交 付とする。

国交付金対象枠	対象事業をおおむね月２回以上継続して実施するための経費を必要とする場合。ただし、活用する国交付金の交付要綱に定める交付対象事業として国が認めた場合に限る。なお、当該事業の対象経費と重複して、国及び地方公共団体、民間等による補助金等の交付を受けてはならない。	対象事業の実施に必要な経費。ただし、活用する国交付金の交付要綱に定める対象経費として国が認めるものに限る。	上限８０万円とし、当該年度に１回の交付とする。
備考 １団体への当該年度の交付は、上記のいずれか１区分とする。 団体運営に係る人件費等の恒常的な経費は対象外とする。			

様式第 1 号（第 6 条関係）

補 助 金 交 付 申 請 書

年 月 日

宮崎市長 殿

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

宮崎市子どもの未来応援活動支援事業に対する補助金の交付を受けたいので、宮崎市子どもの未来応援活動支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により下記の関係書類を添えて申請します。

交付申請額 円

添付書類

- （１）事業計画書（様式第 2 号）
- （２）収支予算書（様式第 3 号）
- （３）団体概要書（様式第 4 号）
- （４）宮崎市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 47 号）に基づく誓約書兼同意書（様式第 5 号）
- （５）納税確認同意書（様式第 6 号）
- （６）その他

様式第2号（第6条、第9条関係）

(当初 ・ 変更) 宮崎市子どもの未来応援活動支援事業 事業計画書

団体名	
申請区分 (いずれかに☑)	☐ 始業支援枠（スタートアップ枠） ☐ 拡充支援枠（ステップアップ枠） ☐ 持続支援枠（サステイナブル枠） ☐ 国交付金対象枠
事業を行う動機	
事業の目的	
事業の対象者	
事業実施内容	
これまでの活動実績 スタートアップ枠 以外は記入	
事業実施場所	
事業実施体制	
事業期間 (実施頻度)	令和 年 月 日～令和 年 月 日 (実施頻度：)
事業の周知方法	
次年度以降の 事業継続に対する考え	
他の補助制度の利用	☐ なし ☐ あり ⇒補助の名称・内容

※枠を広げて2ページ以上にまたがってもかまいません

様式第 3 号（第 6 条、第 9 条関係）

（ 当初 ・ 変更 ） 宮崎市子どもの未来応援活動支援事業 収支予算書

申請区分（いずれかに☑をつけてください）

- ☐ 始業支援枠（スタートアップ枠）・・・補助上限額 20 万円
- ☐ 拡充支援枠（ステップアップ枠）・・・補助上限額 10 万円
- ☐ 持続支援枠（サステイナブル枠）・・・補助上限額 5 万円
- ☐ 国交付金対象枠・・・補助上限額 80 万円

収入の部 (単位：円)

費 目	予算額	内 訳
宮崎市子どもの未来応援活動支援事業補助金		
合 計		

支出の部 (単位：円)

費 目	予算額		内 訳
	補助対象	補助対象外	
小 計	(A)	(B)	
合 計	(A) + (B)		

様式第4号（第6条、第9条関係）

団 体 概 要 書

フリガナ				
団 体 名				
所 在 地 (連 絡 先)	(〒 -) (フリガナ) 担 当 者 : 電 話 : F a x : メ ー ル :			
代 表 者	フリガナ		電話	
	氏名		F A X	
	住所			
設 立 年 月 日	年 月 日			
設 立 目 的				
主な活動場所 (地 域)				
会 員 数	合計 人		宮崎市内 人 宮崎市外 人	
会 費 等	無 ・ 有 (年額・月額)			円／人 円／団体

様式第 5 号（第 6 条関係）

誓約書兼同意書

年 月 日

宮崎市長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

私どもの団体は、宮崎市暴力団排除条例第 2 条第 3 号の暴力団関係者ではないことを誓約します。

また、本書の記載事項が事実と相違ないこと、本書を宮崎市に提出すること及び宮崎市暴力団排除条例に基づき、宮崎市が暴力団を利することのないことを確認するため、本書に記載された個人情報を警察機関へ提供することについて同意します。

役 職 名	ふりがな 氏 名	性 別	生 年 月 日		同 意 年 月 日
		男・女	大正・昭和 平成・令和	年 月 日	令和 年 月 日
		男・女	大正・昭和 平成・令和	年 月 日	令和 年 月 日
		男・女	大正・昭和 平成・令和	年 月 日	令和 年 月 日
		男・女	大正・昭和 平成・令和	年 月 日	令和 年 月 日
		男・女	大正・昭和 平成・令和	年 月 日	令和 年 月 日

注 この書面に記載された個人情報は、宮崎市個人情報保護条例（平成 14 年条例第 2 号）に基づき取り扱うものとし、宮崎市が講じる暴力団排除措置以外の目的には使用しません。

様式第6号（第6条関係）

納 税 確 認 同 意 書

令和 年 月 日

宮崎市長 殿

法人(団体)名

申請者名

宮崎市子どもの未来応援活動支援事業補助金の申込にあたり、当法人（団体）・代表者の納税状況について、市が確認することに同意します。

確認対象者	法人（団体）及びその代表者
1 法人(団体)名	(ふりがな)
2 事業所所在地 ※事業所を持たない団体の場合は記入不要です	
3 代表者氏名	(ふりがな)
4 代表者生年月日	T・S・H 年 月 日生
5 代表者住所	

納税確認結果（納税管理課／国保収納課にて記入）					
法人（団体）の滞納　：　有　・　無 滞納税目（税額） (円) (円) (円)			※国保収納課は個人の滞納の有無のみ確認 個人（代表者）の滞納　：　有　・　無 滞納税目（税額） (円) (円) (円)		
特記事項					
確認者 印					

様式第 7 号（第 7 条関係）

補 助 金 交 付 決 定 書

宮 第 号
年 月 日

殿

宮崎市長

年 月 日付で交付申請のあった宮崎市子どもの未来応援活動支援事業に対する補助金については、宮崎市子どもの未来応援活動支援事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により下記のとおり通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付決定の内容
- 3 交付決定に付した条件

様式第 8 号（第 7 条関係）

補 助 金 不 採 択 通 知 書

宮 第 号
年 月 日

殿

宮崎市長

年 月 日付で交付申請のあった宮崎市子どもの未来応援活動支援事業に対する補助金については、下記の理由により申請を採択しないこととしましたので、宮崎市子どもの未来応援活動支援事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により通知します。

記

様式第9号（第9条関係）

補助事業計画変更承認申請書

年 月 日

宮崎市長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

年 月 日付で補助金の交付決定のありました宮崎市子どもの未来
応援活動支援事業について当該事業計画の変更の承認を受けたいので、宮崎市
子どもの未来応援活動支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下
記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 添付書類

- （1） 変更事業計画書
- （2） 変更収支予算書

様式第 10 号（第 9 条関係）

補助事業計画変更承認書

宮 第 号
年 月 日

殿

宮崎市長

年 月 日付で事業計画変更の申請のあった内容については、宮崎
市子どもの未来応援活動支援事業補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により
下記のとおり承認します。

記

- 1 変更交付決定額 円
- 2 変更交付決定に付した条件

様式第 1 1 号（第 1 1 条関係）

補 助 事 業 実 績 報 告 書

年 月 日

宮崎市長

殿

所 在 地

団 体 名

代 表 者 氏 名

年 月 日付で交付決定のあった宮崎市子どもの未来応援活動支援事業に対する補助金については、宮崎市子どもの未来応援活動支援事業補助金交付要綱第 1 1 条の規定により下記の関係書類を添えて実績報告書を提出します。

添付書類

- （１）事業実施報告書
- （２）収支決算書
- （３）その他

様式第 1 2 号（第 1 1 条関係）

宮崎市子どもの未来応援活動支援事業 事業実施報告書

団体名		
交付決定区分 (いずれかに☑)		☐ 始業支援枠（スタートアップ枠） ☐ 拡充支援枠（ステップアップ枠） ☐ 持続支援枠（サステイナブル枠） ☐ 国交付金対象枠
事業の実績	活動内容	
	対象者	
	実施場所	
	実施日	
	実施体制	
	参加者数	
	事業の周知方法	
	事業の完了年月日	
事業の成果		
本年度の感想や課題 今後の抱負や目標		

※枠を広げて、2 ページ以上にまたがっても構いません。

※別紙「活動の様子」に事業を実施した際の様子が分かる写真を添付してください。

※成果物等があれば添付してください。

別紙「活動の様子」（※事業の様子が分かる写真を添付してください。）

写真	写真の説明
写真	写真の説明
写真	写真の説明

※枠を増やして、2 ページ以上にまたがっても構いません。

※写真については、活動実績の資料として活用することがあります。予めご了承ください。

様式第 1 3 号（第 1 1 条関係）

宮崎市子どもの未来応援活動支援事業 収支決算書

団体名	
補助金交付決定額	円

収入の部 (単位：円)

費 目	決算額	内 訳
補助金		宮崎市子どもの未来応援活動 支援事業補助金
合 計		

支出の部 (単位：円)

費 目	決算額		内 訳
	補助対象	補助対象外	
小 計	(A)	(B)	
合 計	(A) + (B)		

補助金交付決定通知書

宮 第 号
年 月 日

殿

宮崎市長

年 月 日付で交付決定をした宮崎市子どもの未来応援活動支援事業に対する補助金については、宮崎市子どもの未来応援活動支援事業補助金交付要綱第 1 2 条第 1 項の規定により交付額を下記のとおり確定したので通知します。

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 円 |